

<電子交付サービスをご利用いただく場合の留意事項>

1. 投資信託取引に際し、当行からお客さまへの交付が法令等により義務付けられている各種契約締結時交付書面（取引報告書）またはその他書面を、「書面での交付（郵送）」に代えてインターネット上における「電子書面での交付」とし、閲覧することができます。
2. 本サービスのご利用開始登録をもって、お客さまが電子交付サービスのご利用について同意したものとします。
3. 当行が行う報告書等の電子交付は、以下の方法により行います。
  - (1) 認証が必要となる当行所定のインターネットサイトに、書面の記載事項を記録し、お客さまの閲覧に供する方法または当該閲覧に供し、お客さまのパソコン等に記録（ダウンロード）する方法
  - (2) 認証が必要となる当行所定のインターネットサイトまたは当行ホームページに、書面の記載事項を記録し、お客さまの閲覧に供する方法または当該閲覧に供し、お客さまのパソコン等に記録（ダウンロード）する方法
  - (3) 認証が必要となる当行所定のインターネットサイトまたは当行ホームページに、書面の記載事項を記録し、お客さまの閲覧に供する方法
4. 電子書面の閲覧環境は、PDFファイル閲覧用ソフトとブラウザソフトが必要です。利用可能なソフトウェアおよびそのバージョンは、当行が任意に定めることができるものとし、その詳細は当行のインターネットサイトへの掲載、その他相当の方法で公表します。
5. 当行における電子交付サービスの対象は主に以下の書面であり、PDFファイルで電子書面を交付します。
  - (1) 「取引報告書」
  - (2) 「取引残高報告書」
  - (3) 「目論見書」等
6. 電子書面の保存期間は、法令または当行が定める期間とします。
7. 電子交付サービスの利用解除につきましては、以下のとおりです。
  - (1) 電子交付サービスの利用を中止する場合は、じゅうろくダイレクト投信で利用解除手続きを行うものとします。当行が電子交付サービスの利用解除を受付けた場合、以後の書面交付方法は「郵送での交付」となります。
  - (2) 利用解除後は、過去の書面を閲覧することができません。
  - (3) 利用解除後、再度電子交付サービスを利用する場合は、改めて利用開始の手続きを行う必要があります。その際、再度利用手続きが完了するまでに郵送にて交付された書面については、電子交付サービスによる閲覧はできません。
  - (4) じゅうろくダイレクト投信を何れか理由にて解約された場合、電子交付サービス

の利用を解除したものとみなします。

8. 免責事項等については、以下のとおりです。

- (1) 電子書面は、当行からお客さまへの通告をすることなく交付を停止される場合があります。その場合、電子交付停止に伴う損害については、責任を負いません。
- (2) 電子書面は、当行からお客さまへの通告をすることなく、内容や構成する情報コンテンツの形式を変更する場合があります。
- (3) 電子書面は、年末年始ならびに定期・臨時システムメンテナンス期間等、ご覧になれない期間・時間があります。
- (4) 電子交付サービスの対象となる書面を追加する場合は、新たに対象となる書面について当行所定の方法により電子交付サービスの対象とすることを承諾するものとします。承諾をいただけない場合には、既に電子交付サービスの承諾をいただいている書面につきましても、紙（郵送）による交付に変更させていただく場合があります。
- (5) 電子交付を行った際に送付する通知メール（電子メールまたはメッセージボックスへの連絡等）は、到着が遅れる可能性があります。
- (6) 電子交付サービスをご利用いただいている場合でも、電子交付に係る法令の変更や監督官庁の指示、またはその他必要な状況が発生した際には、既に電子交付した書面も含めて、紙（郵送）による交付を行うことがあります。